



担	平成27年2月6日
当	徳島労働局総務部企画室 企画室長 松岡 和人 企画室長補佐 阿部 正治 (電話) 088(652)9142

## 働く女性の処遇改善プランを推進するため、 「均衡待遇実現キャンペーン」を実施します

徳島労働局（局長 樋野 浩平）は、徳島労働局長を委員長とする「徳島労働局均衡待遇実現キャンペーン実行委員会」を設置し、働く女性の処遇改善プランを推進するため、非正規雇用で働く労働者に対する均衡待遇の実現に資する施策の一体的な啓発運動（キャンペーン）を実施します。

### 【ポイント】

○徳島労働局長を委員長とする「徳島労働局均衡待遇実現キャンペーン実行委員会」を設置

○労働局長等が企業・事業主団体を訪問して、非正規雇用で働く労働者に対する均衡待遇の実現に資する施策を紹介し、地域の経済界が積極的に取り組むよう要請

平成27年2月23日（月） 13：30

樋野労働局長が、健祥会グループ理事長 中村太一 氏に直接要請します。

取材可能です。希望される場合は、2月13日（金）までに徳島労働局総務部企画室までご連絡ください。

○各種セミナー・説明会等の場で各種法令、非正規雇用労働者の処遇改善に資する各種助成メニュー等を周知

## 取組趣旨

我が国最大の潜在力である「女性の力」を最大限発揮できるようにすることは、優秀な人材の確保という観点だけでなく、企業活動等に多様な価値観や創意工夫をもたらすものであり、非正規雇用で働く女性が多い状況の中では、その処遇の改善を行うことが不可欠であるという認識を、地域の経済界全体で共有することが必要であることから、徳島労働局では、管内の事業主団体・非正規雇用労働者の多い分野の企業を訪問し、非正規雇用で働く労働者に対する均衡待遇の実現に資する施策を紹介し、地域の関係者にその必要性等が理解され、地域の経済界として積極的に取り組んでいく気運の醸成が図られるよう以下のとおり集中的な取組を行います。

## 取組期間

平成27年3月末まで（予定）

## 取組内容

- 1 均衡待遇の実現に資する施策について、企業のトップ・事業主団体等への周知  
労働局長等が企業のトップ・事業主団体等を直接訪問して、パートタイム労働法、労働契約法等の周知、非正規雇用で働く労働者に対する均衡待遇の実現に資する施策を紹介し、地域の関係者にその必要性等が理解され、地域の経済界として積極的に取り組んでいく気運の醸成が図られるよう働きかける。

（企業訪問）

平成27年2月23日（月） 13：30～

訪問先：健祥会グループ本部（徳島市国府町東高輪天満）

※この後も宿泊・飲食サービス業、卸売・小売業、生活関連サービス・娯楽業等に非正規雇用労働者が多い現状や地域の実情に留意しつつ、地域レベルの事業主団体又は非正規雇用労働者の多い分野の事業所等を選定し、訪問する予定。

- 2 各種セミナー・説明会等の場を活用した各種法令、非正規雇用労働者の処遇改善に資する各種助成メニュー等の周知

事業主団体、主要事業所等が集まる労働局主催の各種セミナーや改正法説明会等の場で、各種法令、非正規雇用労働者の処遇改善に資する各種助成メニュー等について周知する。

（セミナー・説明会）

①平成27年1月22日（木）及び1月30日（金）（実施済み）

「改正パートタイム労働法、次世代育成支援対策推進法等説明会」

- ②平成27年2月20日（金）午後1時30分  
「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法説明会」
- ③平成27年2月27日（金）午後1時30分  
「労働者派遣セミナー」

### 3 啓発内容等

- (1) 各種法令等の周知
  - ① 改正パートタイム労働法の周知
  - ② 労働者派遣法の周知
  - ③ 労働契約法の周知
  - ④ その他の関係法律の周知
    - (ア) 育児・介護休業法の周知
    - (イ) 妊娠等を理由とする不利益取扱いの禁止の周知
    - (ウ) 改正次世代育成支援対策推進法の周知
- (2) 非正規雇用労働者の処遇改善に資する各種助成メニュー等の周知
  - ①非正規雇用労働者の雇用管理の改善につながる助成金
  - ②最低賃金の引上げのための環境整備
  - ③両立支援助成金等の周知
  - ④雇用管理改善の好事例の紹介

#### マスコミの方へ

2月23日（月）の企業訪問は、キャンペーン期間中の第1回目企業訪問であり、取材可能です。

取材を希望される場合は、2月13日（金）までに徳島労働局総務部企画室までご連絡ください。

(参考)

## 1 働く女性の処遇改善プランについて

平成26年10月3日の閣議決定により、内閣に、すべての女性が輝く社会づくり本部が設置された。

同月10日、様々な状況におかれた女性が、自らの希望を実現して輝くことにより、我が国最大の潜在力である「女性の力」を最大限発揮できる活力ある社会、男性も女性もすべての人にとって暮らしやすい社会をつくることを目的に、平成27年春頃までに早急に実施すべき施策が「すべての女性が輝く政策パッケージ」としてとりまとめられた。

厚生労働省は、その中で、女性が多様なニーズに応じた働き方で様々な分野で活躍し、働きに応じた処遇を得られる社会の実現に資する各種施策を「働く女性の処遇改善プラン」としてとりまとめ、平成27年1月23日に発表した。

(別添資料参照)

# 徳島労働局均衡待遇実現キャンペーン実行委員会設置要綱

## 1 目的

少子高齢化の進展による今後の労働力人口の減少が見込まれる中、我が国最大の潜在力である「女性の力」が十分に発揮されるような雇用環境の整備が喫緊の課題となっている。働く女性が置かれている状況は様々であり、正社員として働く者もいれば、自分の都合のよい時間に働きたい等の理由でパートなどの非正規雇用での働き方を選択している者も多い。

この非正規雇用については、雇用が不安定、賃金が低い、能力開発の機会が乏しい等といった課題があることから、正社員を希望する非正規雇用労働者については、正社員への道が開かれるようにしていくとともに、柔軟な働き方として非正規雇用を選ばれる方々については、その処遇の改善を推進していくことが重要である。

こうした取組は、地域の関係者においてその必要性等が理解され、地域の経済界として積極的に取り組んでいく気運の醸成が図られることが重要である。

このため、企業トップや地域の経営者団体等に対して、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）、労働契約法（平成19年法律第128号）等の周知をはじめとして、非正規雇用で働く労働者に対する均衡待遇の実現に資する施策の一体的な啓発運動（キャンペーン）を実施する。

## 2 設置

非正規雇用で働く労働者に対する均衡待遇の実現に資する施策の一体的な啓発運動（キャンペーン）を推進するため、徳島労働局に均衡待遇実現キャンペーン実行委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## 3 構成メンバー

委員長	労働局長
副委員長	総務部長
委員	労働基準部長、職業安定部長、雇用均等室長、 監督課長、職業安定課長、企画室長、その他労働局長が指名する者

## 4 実施事項

- (1) 均衡待遇の実現に資する施策の一体的な啓発運動（キャンペーン）方針の決定
- (2) 均衡待遇の実現に資する施策について、企業のトップ・経営者団体等への周知
- (3) 各種セミナー・説明会等の場を活用した各種法令、非正規雇用労働者の処遇改善に資する各種助成メニュー等の周知
- (4) その他気運の醸成が図られるために必要な取組

## 5 会議

委員長は、必要に応じ会議を招集する。

## 6 庶務

委員会の庶務は、総務部企画室において処理する。

# 「働く女性の処遇改善プラン」の推進

- 働く女性には、自分の都合のよい時間に働きたい等の理由でパートなどの非正規雇用での働き方を選択している者も多い。このため、女性が多様なニーズに応じた働き方で多様な分野で活躍し、働きに応じた処遇を得られる社会の実現に資する各種施策を「働く女性の処遇改善プラン」としてとりまとめ、着実に実施する。

## 「均衡待遇実現キャンペーン」を強力に推進

- 各地域で、パートタイム労働法、労働契約法等の集中的な周知を実施

### 働きに見合った処遇改善の推進

- 経済の好循環実現に向けた非正規雇用労働者の着実な処遇改善に向け、以下の取組を実施
  - ・処遇改善に向けた「キャリアアップ助成金」の活用促進
  - ・パートタイム労働法に基づく均等・均衡待遇の確保
  - ・最低賃金引上げのための環境整備

### 女性のライフステージに応じたスキルアップ・ステージアップの支援

- 離職によるブランク等に対応する再就職支援のための公的職業訓練の充実
- 子育て女性等に対するマザーズハローワーク事業による就職支援
- 非正規雇用労働者の育児休業中の能力アップに向けたキャリアアップ助成金の拡充
- キャリアチェンジ等を支援する教育訓練給付制度の活用促進
- パートタイム労働者に対するキャリアアップ支援

### いきいき働ける職場環境の実現に向けた雇用管理の改善

- 期間雇用者の育児休業取得を促進するため、新たに「期間雇用者の育児休業取得促進プログラム」を実施
- セクシュアルハラスメント・妊娠出産等による不利益取扱いが起こらない職場環境づくりの推進
- 事業主に対するパートタイム労働法、労働者派遣法、育児・介護休業法による指導の的確な実施
- パートタイム労働者の均等・均衡待遇を推進する企業による宣言サイトの構築、表彰制度の創設
- 人材不足分野における雇用管理改善モデルの構築・普及等を行うとともに、職場定着支援助成金(仮称)を通じ、「魅力ある職場づくり」を推進

### 「正社員実現加速プロジェクト」による正社員化を強力に推進

※ 平成27年度予算案の内容を含む。

# 働く女性の現状について(平成25年)

- 非正規雇用労働者の割合は、役員を除く雇用者全体の36.7%。とりわけ、女性の55.8%は非正規雇用で働いている。
- 女性が、非正規雇用を選んだ理由の68.1%は、「自分の都合の時間のよい時間帯で働きたいから」「家計の補助・学費等を得たいから」等となっている一方、「正規の仕事がなかったから」と答えた者も14.1%存在。
- 非正規雇用には、雇用が不安定、賃金が低い、能力開発の機会が乏しい等といった課題が存在。
- 正規雇用を希望する非正規雇用労働者については、正社員への道が開かれるようにしていくとともに、柔軟な働き方として非正規雇用を選ばれる方々については、処遇の改善等を推進していくことが重要。

【正規雇用と非正規雇用労働者の割合(男女別)】

	正規	非正規	計
役員を除く雇用者数	3,294万人 (63.3%)	1,906万人 (36.7%)	5,201万人
うち 男性	2,267万人 (78.8%)	610万人 (21.2%)	2,877万人
うち 女性	1,027万人 (44.2%)	1,296万人 (55.8%)	2,323万人

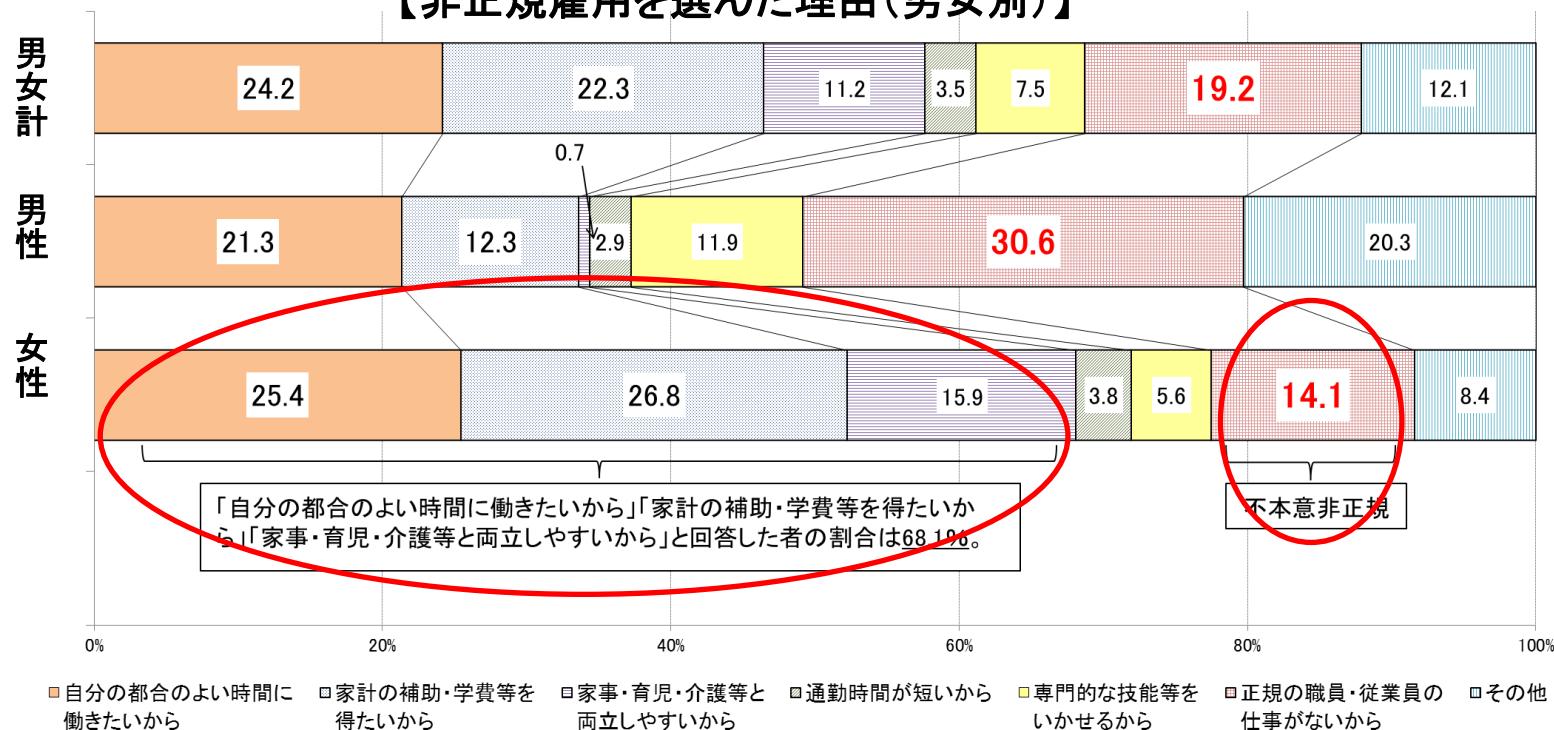
(資料出所)総務省「労働力調査(詳細集計)」(平成25年平均)

【一般労働者と短時間労働者の平均賃金(時給ベース)】

	一般労働者		短時間労働者	
	正社員・正職員	正社員・正職員以外	正社員・正職員	正社員・正職員以外
男女計	1,919円(▲0.1%)	1,213円(1.3%)	1,371円(2.4%)	1,018円(0.3%)
男	2,076円(0.2%)	1,331円(1.1%)	1,488円(▲3.8%)	1,080円(0.6%)
女	1,554円(0.5%)	1,094円(1.4%)	1,320円(7.8%)	997円(0.2%)

(資料出所)厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成25年)雇用形態別 第1表  
 注)一般労働者の平均賃金は、所定内給与額を所定内実労働時間数で除した値。  
 ( )内は、平成24年からの増減率。

【非正規雇用を選んだ理由(男女別)】



(資料出所)総務省「労働力調査(詳細集計)」(平成25年平均) 第II-16表

# すべての女性が輝く政策パッケージ（ポイント）

- 様々な状況に置かれた女性が、自らの希望を実現して輝くことにより、我が国最大の潜在力である「女性の力」を最大限発揮できる活力ある社会、男性も女性もすべての人にとって暮らしやすい社会をつくる。
- 当面講ずべき政策を提示し、できるものから着手。必要な法的措置を含めて速やかに進めていく。

## 健康で安定した生活をしたい

### <課題>

ひとりで子供を抱えながら働き、生活に不安がある。  
健康問題について相談したい。

### <対応>

- 母子家庭に対してワンストップの相談窓口で、個人のニーズに応じた生活支援・就労支援を提供
- 生涯を通じた女性の健康相談支援を充実

生活と就労に関して自分に合った支援が受けられる

## 安心して妊娠・出産・子育て・介護をしたい

### <課題>

子育てに対する不安があるが、相談先がわからない、悩みを相談する相手がいない。

### <対応>

- コーディネーターを地域に配置し、個別のニーズに応じた切れ目のない支援を提供
- 子育ての相談や親子同士の交流ができる支援拠点を充実

子育てなどに対する不安や孤立感が解消できる

## 地域で活躍したい・起業したい

### <課題>

地域貢献や起業をしたいが、機会やノウハウがない。

### <対応>

- 子育て支援員（仮称）制度を創設
- 創業スクールを開催し起業のノウハウを提供

家事や子育てなどの経験を活かすことができる

## すべての女性が輝く社会

～各々の希望に応じ、家庭・地域・職場において、個性と能力を十分に発揮～

犯罪等の被害に遭うことのない安全・安心な暮らしができる

### <対応>

- ストーカー予防や被害者の支援を含む総合対策を策定
- 配偶者からの暴力に対する支援を充実

### <課題>

ストーカーなどからの身の危険を感じる。  
自分と家族の安全を守りたい。

安全・安心な暮らしをしたい

### <対応>

- 企業等の女性登用の目標や計画の策定などを促進する新しい法案を国会に提出

### <課題>

会社の中でステップアップしたいが、壁を感じる。

職場で活躍したい

### <対応>

- 「働く女性の処遇改善プラン」などを策定し、非正規社員の処遇改善や正社員化を支援
- 長時間労働抑制の取組や、フレックスタイム制に関しニーズに応じた柔軟な働き方をより実践しやすくするための見直しを検討
- 妊娠・出産による解雇等の不利益取扱いが起らない職場づくりの推進

### <課題>

非正規雇用で働いているが将来が不安。  
ワークライフバランスのとれた働き方がしたい。  
妊娠・出産しても働きたい。

### <対応>

- 民間職業紹介会社による研修・カウンセリング・職業紹介まで一貫した取組を促進
- 子育て中でも参加しやすい短時間や託児付きの訓練コースなどを創設

### <課題>

子育てを機に離職したが、再就職が難しい。

### <対応>

- 支援情報を一元的に提供する「女性の活躍応援ポータルサイト」を創設

### <課題>

欲しい情報が点在していて入手しづらい。

人や情報とつながりたい

※本政策パッケージの女性の希望に即した6つの項目における課題とそれへの対応策を例示。

## すべての女性が輝くための「暮らしの質」の向上

女性の視点に立って、日々の暮らしの悩みや不便等の解消を図る

- 女性が快適で安全に過ごせる空間づくりなど、誰もが暮らしやすい社会づくりへ